白浜町農業委員会議事録

１．開催日時　　令和８年８月７日（金）午後１時３０分

２．閉会日時　　令和８年８月７日（金）午後２時３５分

３．開催場所　　日置川拠点公民館　２階　大会議室

４．出席委員　　１番　小野　真一　　２番　市川　博　　３番　清水　哲治
４番　杉谷　孫司　　５番　南　喜久治　　６番　後呂　豊
７番　尾﨑　義治　　８番　福田　博保　　９番　鈴木　隆文
10番　木戸　孝　　14番　大平　倫生

５．欠席委員　　11番　藤原　久惠　　12番　山本　孝一　　13番　柏木　彰文

６．事 務 局　　局長　冨田　康高　　係長　柳原　克彰　　主査　赤井　志央
主事　前田　大輔　　主事　大仲　絢

７．議事日程　　開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第　８号　農地法第５条の規定による許可について
報告第　９号　農地使用賃貸の合意解約について
議案第３６号　農地法第３条の規定による許可について
議案第３７号　国有農地等の売払いに係る農地法施行規則第９５条の規定による意見決定について
議案第３８号　農地法第５条の規定による許可について
議案第３９号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について
その他

８.会議の概要

〇〇局長　　皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から８月の農業委員会を開催させていただきたいと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長　　皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、11

番の藤原　久惠委員、12 番の山本　孝一委員、13 番の柏木　彰文委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・口ケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。7 番の尾﨑　義治委員と 8 番の福田博保委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

〇〇委員　　はい。
〇〇委員

議長　　それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第 8 号　農地法第 5 条の規定による許可について、事務局から報告願います。

〇〇係長　　はい。報告第 8 号　農地法第 5 条の規定による許可につきましてご報告いたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。令和 8 年 7 月 10 日付けで許可相当の議決をいただきました件につきまして、白浜町農業委員会の会長に対する事務委任規則第 3 条に基づきご報告いたします。番号 1。申請地は〇〇で、太陽光発電施設です。7 月 27 日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり 7 月 30 日付で許可書を交付しています。以上ご報告いたします。

議長　　事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員　　意見なし。

議長　　ありがとうございます。意見なしとのことでございますので、報告第 8 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第 9 号　農地使用貸借の合意解約について、2 件ございますが、一括して事務局より報告願います。

〇〇係長　　はい。報告第 9 号　農地使用貸借の合意解約についてご報告いたします。議案書の 2 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇外 1 筆で、地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため、令和 8 年 6 月 29 日解約したものです。

続きまして、議案書の 3 ページをお願いいたします。番号 2。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため、令和 8 年 7 月 10 日解約したものです。以上ご報告いたします。

議長　　事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員　　意見なし。

議長　　ありがとうございます。意見なしとのことでございますので、報告第 9 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第 36 号　農地法第 3 条の規定による許可につきまして上程いたします。3 件ございますが、一括して事務局より説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第 36 号　農地法第 3 条の規定による許可につきましてご説明いたします。議案書の 4 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、遠方に住んでおり耕作できないため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地において野菜を耕作したいため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 5 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては高齢による労働力不足のため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては農地拡大を図り、農業経営の向上と安定を得るため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 6 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては自身の体調も優れず、農作業が困難であるため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地を長年管理しており、譲渡人より相談があり、譲り受けるために、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。1 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　2番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　3番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第36号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第37号　国有農地等の売払いに係る農地法施行規則第95条の規定による意見決定について上程いたします。事務局より説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第37号　国有農地等の売払いに係る農地法施行規則第95条の規定による意見決定につきましてご説明いたします。農地法等の一部を改正する法律附則第8条第2項の規定に基づく農地法第46条の規定の例による国有財産等の売払いについて、近畿農政局長より意見を求められたため、農地法施行規則第95条の規定による当該売払いの相手方の有無について農業委員会の意見を決定したく、本案を提出するものです。農業委員会といたしましては、売払いの相手方が農地法第3条の不許可要件に該当しないかどうか審査をお願いするものでございます。議案書の7ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては譲受人より、国有財産買受申込書が提出され農地法の規定に基づき、当該農地の売払いを行うため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該農地は元々父親が野菜を耕作していたが、自身に変わり長きにわたり果樹類を耕作するために買受けたいので、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。〇〇区でございます。〇〇委員のご意見を

お伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 37 号につきましては、売払いの相手方が農地法第 3 条の不許可要件に該当しない適格な耕作者である旨、意見いたします。続きまして、議案第 38 号　農地法第 5 条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第 38 号　農地法第 5 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 8 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇です。所有権の移転を伴います太陽光発電施設への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては高齢となり、後継者もなく維持管理が困難になっていたことから、譲受人と条件が合致したため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては申請地は自然条件と、交通の便が良く管理業務がしやすく、また譲渡人と条件が合致したため、本申請に至りましたとのことです。なお、3m以内に隣接する農地所有者の同意書及び水利組合の承諾書が添付されています。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第 5 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明した。～以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　〇〇委員と現地確認しました。異議ありません。

議長　　他の委員さん方のご意見はございませんか。

〇〇委員　　今回の譲受人は〇〇県の会社ですが、以前から東京都や大阪府の会社もありました。和歌山県では下請け業者は何社くらいあるのでしょうか。

○○委員　　申請地付近に3件、太陽光発電施設が設置されますが、すべて異なる業者と聞いています。

○○委員　　そうですか。○○区では水稲を耕作しても採算が合わないので、全部太陽光発電施設になるように思います。

○○委員　　東富田地域にも太陽光発電施設があります。どこの事業者か覚えていませんが農地周辺の水路等で手入れがされていないことがあります。今までは田を耕作していた方が管理をしていましたが、転用後は管理されておりません。転用後に適切に管理されるように対策を考えないと、下に農地を持っている人が、上まで管理しに行かないといけなくなります。

○○係長　　水利組合の同意書も添付されています。同意を求められた際に水利組合がしっかりと話をしているかと思います。

○○委員　　書類を作成するのは設置後の管理業者と異なる場合があり、同意するときに説明しても相手は気にしていません。

○○係長　　代理業者であっても書類は転用事業者名で記載されています。そこに対して水利組合が誓約書を求める方法もあると思います。

○○委員　　今まで許可した事例の中で現況がどうなっているのか、農業委員会もきちんと把握すべきです。現地に案内することもできます。また、転用事業者は実際に現地を一度も見ていないのではないでしょうか。

○○係長　　現場確認はされているように思います。7月の会議の案件では、東京都の会社ですが、営業所は大阪府にあるようです。また、会議中に委員から頂いた意見のとおり、現地に管理者を置いてほしいことを伝えましたが、経費の都合で難しく、年に2回程度見回りをして草刈等をするが、農家の方が思っているタイミングでできるかは分からないとのことでした。許可書を交付するときにも強く要望されている旨を伝えるようにしているのですが。

○○委員　　転用する土地が農地であるからこのような問題が起きます。農地の周辺には用水路や畦畔があります。

○○係長　　それは太陽光発電施設に限った話ではなく、農地転用全般で起こり得ることではないでしょうか。

○○委員　　転用目的が居宅の建築であれば住んでいる人に話ができるが、太陽光発電施設の場合、遠方の事業者が管理をしに来るはずがありません。

○○委員　　申請するときには草刈をしますと言うが、2、3 年すればその後は手つかずになると思います。もともとの原因は米の価格が安すぎて採算が合わず、農地を手放したい所有者が多いことです。相続で田を少し所有しても、田植え機やトラクターがなければ何もできないので割に合いません。孫の代になると日置や富田に戻ってくることもないので売り払おうとします。仕方のないことですが。

○○委員　　仕方がないというのであれば、会議を開く必要がないのではないでしょうか。農地を守り営農環境を整えることが農業委員会の仕事だと考えますが。

○○係長　　管理しないだろうという理由で不許可にすることはできないので、実績があり前回許可した土地が管理できていないと判断された場合には、不許可にできると思います。

議長　　今まで許可した案件も、転用後の管理について話をしているはずですが、今後、管理できていない事業者から申請があった場合には許可できないと言えるのではないでしょうか。

○○委員　　実績があっても不許可になるはずがありません。社名を変えて申請されるだけです。申請者双方の間で話が整っているのであれば、会議を開いて審議する必要がないと思います。

○○委員　　法律で決まっているのでそうはいかないです。

○○係長　　農地法の中で決まっており、農地の所有権移転については農業委員の判断により許可を受けることになっております。

○○委員　　委員の総意で不許可にすれば、転用できなくなるのでしょうか。

○○係長　　はい。そうですが、その場合申請者から異議申立てを受けて裁判に発展する可能性があります。

○○委員　　仕方がないと思います。今後色々と考えていく必要があると思いますが、今議論しても話が進みません。

議長　　色々懸念されることはありますが、この段階で不許可になる理由もありません。許可するということでよろしいでしょうか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 38 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 39 号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。なお、4 番は、〇〇委員が当事者でございますので、まず、1 番から 3 番、5 番から 7 番につきましてご審議いただきたいと思います。事務局から説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第 39 号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。これは「農用地利用集積等促進計画案」について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。それでは、議案書の 9 ページから 10 ページをお願いいたします。促進計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は 7 件、11 筆で、面積は合計〇〇㎡となっております。また、全て使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになります。続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の 11 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 10 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の 12 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 10 月 1 日から 9 年 9 ケ月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は花卉栽培です。

続きまして、議案書の 13 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 10 月 1 日から 6 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 15 ページをお願いいたします。番号 5。申請地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 10 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の 16 ページをお願いいたします。番号 6。申請地は〇〇外 2 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 10 月 1 日から 9 年 11 ケ月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の 17 ページをお願いいたします。番号 7。申請地は〇〇外１筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 10 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。1 番、2 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　3 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　5 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　6 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議ないですが、規模が大きすぎるように思うので、何とかならないでしょうか。

〇〇係長　　前回の会議で、〇〇氏が耕作面積を増やしていることについて補助金が関係しているのかと質問がありましたので、その他事項で説明する予定でしたが、強い経営体育成支援事業の認定を受けております。これは農業を拡大することによって農機具等を購入する費用の補助事業で、県の認定を受けて進めているようです。

〇〇委員　　どれだけの面積が必要なのか分かりませんが、2 人では作業が間に合わず、周囲と 2 ヶ月近く遅れが出ています。このままでは地区が持たないです。

〇〇委員　　〇〇氏は〇〇だけでなく、〇〇や〇〇でも耕作しています。

〇〇委員　　現状よりも耕作面積を抑えていかないと〇〇氏が持たなくなるのではないでしょうか。二人ですると言いますが、水路等の手入れを地区も協力しないといけなくなります。

〇〇委員　　耕作している本人は管理できているつもりでいると思います。私の地区でも農業委員と事務局、耕作者で話の場を設けて聞き取りをしましたが、色々な情景があるなど理屈をつけて草刈を 1、2 回ほどしかしない方がいます。一度、〇〇氏と地区の農業委員と事務局を交えて話し合いの場を設けてはどうでしょうか。ほかにも法人が耕作する農地でも草刈を 1 回しかしていない場所があります。話を聞けば、人手不足とのことですが、あまり追及しすぎると耕作する人がいなくな

る可能性があります。稗が生えていない田が無いくらい稗だらけになっているので、種が自分の農地に飛んでくると困るのですが、作付け面積を減らされると耕作放棄地になり兼ねないので、難しい部分でもあります。これから先は作ってくれるだけでもありがたいと思わないといけないかもしれません。

〇〇係長　　地域が困っているのであれば、農業委員や〇〇氏を交えて話の場を設けるのも1つの方法だと思いますが、私の町内会では農業者が少ないので、年2回の溝掃除を町内会の行事として行っています。

〇〇委員　　農業を辞めた人が清掃への参加を嫌がるので、同じようにはできないです。生活排水路であれば協力的ですが、農業水路の清掃には参加してくれません。

〇〇委員　　〇〇区は多面的事業に取り組んでいないのでしょうか。

議長　　多面的事業の適用を受けていれば、面積に応じて交付金があるはずなので、それを資金に人を雇って用水路を清掃してもらう方法もあると思います。また、新規で中間管理事業を進める場合には、面積が大きくなってきているので農地周辺の管理までお願いすることを徹底していただきたいと思います。

〇〇係長　　担当からも説明しているところではありますが、権利設定後に管理が行き届いていない場合には農業公社から指導して頂いております。また、先ほど話があったように、実際に地区が困っているのであれば農業委員と〇〇氏で話の場を設けて、お互いの話を聞くことで打ち解ける可能性もあるかと思いますので、ご相談いただきたいと思います。

議長　　よろしいでしょうか。7番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第39号1番から3番、5番から7番につきまして、計画の案を承認いたします。続きまして、議案第39号の4番についてご審議いただきたいと思います。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員、退席した。～それでは、事務局より説明願います。

〇〇係長　　はい。議案書の 14 ページをお願いいたします。番号 4。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 10 月 1 日から 6 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。4 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 39 号 4 番につきまして、計画の案を承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員、着席した。～以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

〇〇係長　　はい。
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。～
～農業支援関係補助金の資料について、説明した。～
～農政情報の配布について、説明した。～
～農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会の開催について、説明した。～

議長　　他に何かご意見等はございませんか。

全員　　意見なし。

議長　　なければ、次回の委員会につきましては、令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 1 時 30 分から富田事務所　2 階　会議室での開催を予定しております。本日はこれで委員会を終了したいと思いますが、いかがですか。

全員　　異議なし。

議長　　以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～大平会長は、午後 2 時 35 分に閉会を宣言した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長

委　員

委　員

※署名につきまして、原本に行っています。